



| 年月日 | 記号 | お支払金額 | お預り金額 | 差引残高 | 備考 |
|-----------|-----|-------|-------|------|-------|
| 104-03-07 | WTU | 3,075 | 3,075 | | 資料購入費 |
| 504-04-05 | WTU | 3,075 | 3,075 | | 資料購入費 |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |
| 21 | | | | | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |

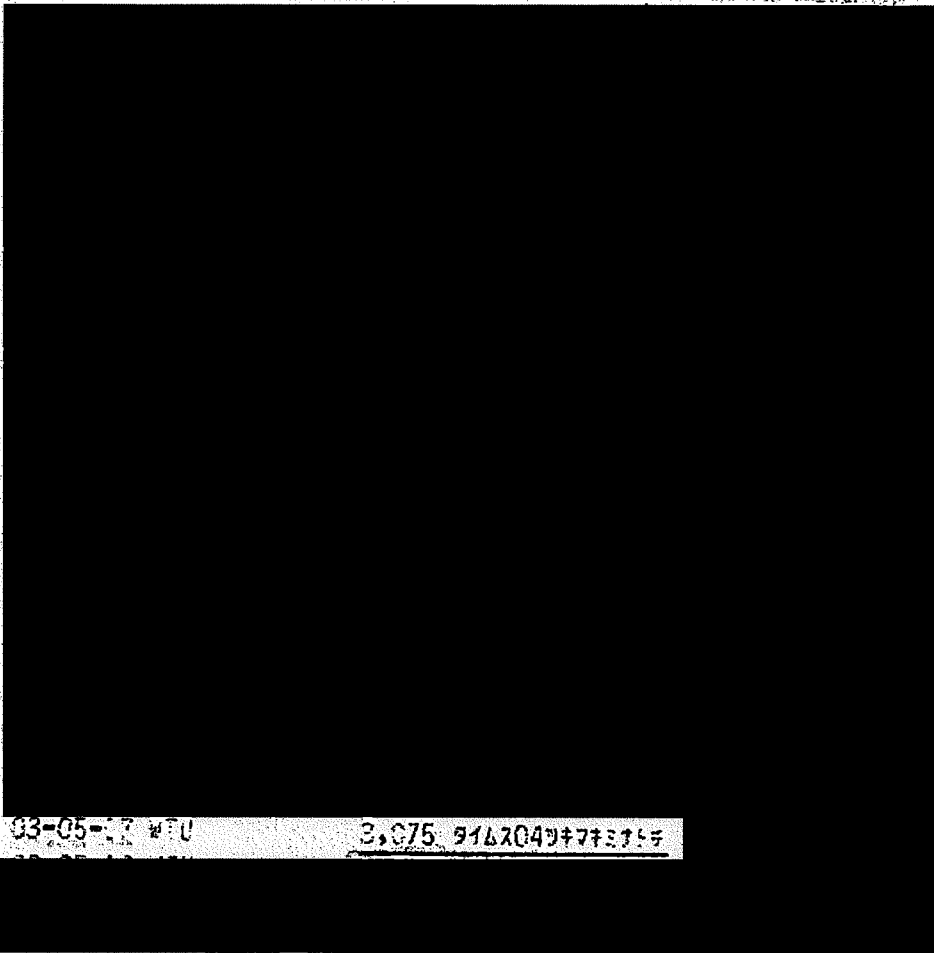
資料購入費 充当額 ¥6,150

充当総額 ¥6,150 2・3月 2ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための資料)

※ 口座振替

備考



03-05-17 WFO

3,075 9167047773755

D.....預金入金 U.....後日記帳
DT.....振込入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
W.....

| | | | | |
|--------|--------------------|--------|----|------|
| 資料購入費 | 充当額 | ¥3,075 | | |
| 充当総額 | ¥3,075 | | 4月 | 1ヶ月分 |
| 充当割合 | 10/10 (政務活動のための資料) | | | |
| ※ 口座振替 | | | | |

| | |
|--------------|-----------------------|
| 03-06-07 WTU | 3,075 916205997773117 |
| 03-07-07 WTU | 3,075 916206997773117 |
| 03-08-10 WTU | 3,075 916207997773117 |
| 03-09-07 WTU | 3,075 916208997773117 |
| 03-10-07 WTU | 3,075 916209997773117 |
| 03-11-08 WTU | 3,075 916210997773117 |
| 03-12-07 WTU | 3,075 916211997773117 |
| 04-01-07 WTU | 3,075 916212997773117 |

D.....現金入金 U.....換日記録
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時

証券類による入金
 振替額に払戻しのできる予定日を次の
 とおりの表示します
 C100と「※」がある場合は12時以降

資料購入費 充当額 ¥2,460
 充当総額 ¥2,460 5・6・7・8・9・10・11・12月 8ヶ月分
 充当割合 10/10 (政務活動のための資料)
 ※口座振替



| | | |
|--------------|-------|------------------|
| 04-02-07 WTU | 3,075 | 9162017777777777 |
| 04-03-07 WTU | 3,075 | 9162027777777777 |
| 04-04-07 WTU | 3,075 | 9162037777777777 |

資料購入費 充当額 ¥9,225
充当総額 ¥9,225 1・2・3月 3ヶ月分
充当割合 10/10 (政務活動のための資料)
※ 口座振替

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

| 日付 | 使 途 内 容 | 支出額 | 充当割合 | 充当額 |
|-----------|-------------------------------|---------|------|-----------|
| 毎月払 | 事務所家賃(4月～3月) 80,066×12力月分 合計額 | 960,792 | 全額 | 960,792 |
| | | | | |
| 6/7 | 水道料(4・5月分) | 2,970 | 全額 | 2,970 |
| 8/10 | 水道料(6・7月分) | 2,970 | 全額 | 2,970 |
| 10/7 | 水道料(8・9月分) | 2,970 | 全額 | 2,970 |
| 12/7 | 水道料(10・11月分) | 2,970 | 全額 | 2,970 |
| 2/7 | 水道料(12・1月分) | 2,970 | 全額 | 2,970 |
| 4/7 | 水道料(2・3月分) | 2,970 | 全額 | 2,970 |
| | | | | |
| 5/17 | 事務所電力料金(4月分) | 1,390 | 全額 | 1,390 |
| 6/16 | 事務所電力料金(5月分) | 1,615 | 全額 | 1,615 |
| 7/16 | 事務所電力料金(6月分) | 1,853 | 全額 | 1,853 |
| 8/17 | 事務所電力料金(7月分) | 1,884 | 全額 | 1,884 |
| 9/15 | 事務所電力料金(8月分) | 1,861 | 全額 | 1,861 |
| 10/18 | 事務所電力料金(9月分) | 2,023 | 全額 | 2,023 |
| 1/3 | 事務所電力料金(10月分) | 1,852 | 全額 | 1,852 |
| 12/16 | 事務所電力料金(11月分) | 1,692 | 全額 | 1,692 |
| 1/20 | 事務所電力料金(12月分) | 1,896 | 全額 | 1,896 |
| 2/16 | 事務所電力料金(1月分) | 1,516 | 全額 | 1,516 |
| 3/16 | 事務所電力料金(2月分) | 1,674 | 全額 | 1,674 |
| 4/18 | 事務所電力料金(3月分) | 2,141 | 全額 | 2,141 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 事務所費 充当合計 | | | | 1,000,009 |

備考

| | | |
|------------------------------|--------|------|
| 03-04-07 WTU (80.066) 83,036 | 扶養家族手当 | |
| 03-05-07 WTU 80,066 | 扶養家族手当 | |
| 03-06-07 WTU (80.066) 83,036 | 扶養家族手当 | 2970 |
| 03-07-07 WTU 80,066 | 扶養家族手当 | |
| 03-08-10 WTU (80.066) 83,036 | 扶養家族手当 | 2970 |
| 03-09-07 WTU 80,066 | 扶養家族手当 | |

2970
2.39月 水道代
2970

| | | | |
|-------|-------------------------|--------------|------|
| 事務所費 | 充当額 | ¥480,396 | |
| 充当総額 | ¥480,396 | 4・5・6・7・8・9月 | 6ヶ月分 |
| 充当割合 | 10/10 (政務活動のための専用事務所家賃) | | |
| ※口座振替 | | | |

2

備考

| | | | |
|----------------------|--------|-------|------|
| 03-10-07 WTU(80.066) | 83,036 | 扶養給付金 | 2970 |
| 03-11-08 WTU | 80,066 | 扶養給付金 | |
| 03-12-07 WTU(80.066) | 83,036 | 扶養給付金 | 2970 |
| 04-01-07 WTU | 80,066 | 扶養給付金 | |
| 04-02-07 WTU(80.066) | 83,036 | 扶養給付金 | 2970 |

事務所費 充当額 ¥400,330

充当総額 ¥400,330 10・11・12・1・2月 5ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所家賃)

※ 口座振替

≡

3

備考

| | | |
|--------------|--------|------|
| 04-03-07 WTU | 80,066 | 事務所費 |
|--------------|--------|------|

2970

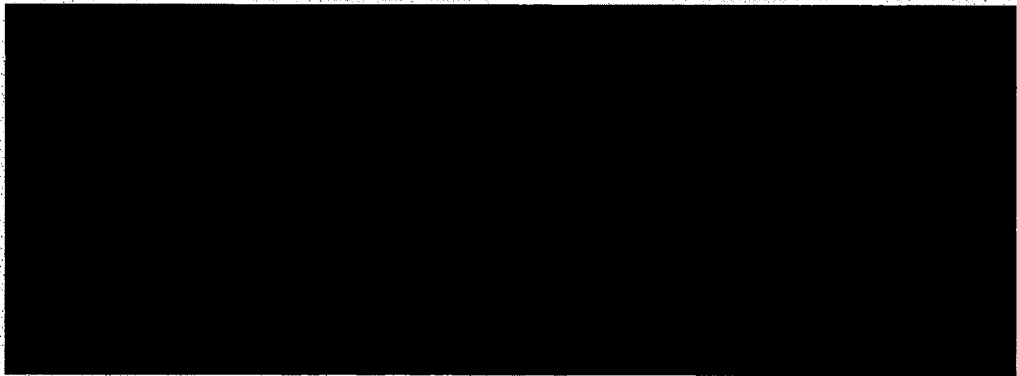
事務所費 充当額 ¥80,066

充当総額 ¥80,066 3月 1ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所家賃)

※口座振替

1
備考



2970
3月水道代料
訂済

03-06-07 WTU(80.066) 83,036 行政用事務用

2970



03-08-10 WTU(80.066) 83,036 行政用事務用

2970



| | | | | |
|-------|--------|--------------------|------|--|
| 事務所費 | 充当額 | ¥5,940 | | |
| 充当総額 | ¥5,940 | 4・5/6・7月 | 4ヶ月分 | |
| 充当割合 | 10/10 | (政務活動のための専用事務所水道料) | | |
| ※口座振替 | | | | |

備考

| | |
|--|-------------|
| 03-10-07 WTU(80.066) 83,036 扶養シロウシ"ンク"ヤ子 | <u>2970</u> |
| 03-12-07 WTU(80.066) 83,036 扶養シロウシ"ンク" | <u>2970</u> |
| 04-02-07 WTU(80.066) 83,036 扶養シロウシ"ンク" | <u>2970</u> |

事務所費

充当額 ¥8,910

充当総額

¥8,910 8・9/10・11/12・1月 6ヶ月分

充当割合

10/10 (政務活動のための専用事務所水道料)

※ 口座振替



3

備考



04-04-07 WTU 80066 83,036 13992099"2

2970



事務所費

充当額 ¥2,970

充当総額

¥2,970

2・3月

2ヶ月分

充当割合

10/10 (政務活動のための専用事務所水道料)

※口座振替

| 年月日 | 記号 | お支払金額 | お預り金額 | 差引残高 | 備考 |
|-------------|------|-------|-------|------|----------------|
| 8/03-05-17 | WTU: | 1,390 | | | おキナワテ"ツリヨク 5ツキ |
| 12/03-06-16 | WTU: | 1,615 | | | おキナワテ"ツリヨク 6ツキ |
| 15/03-07-16 | WTU: | 1,853 | | | おキナワテ"ツリヨク 7ツキ |
| 20/03-08-17 | WTU: | 1,884 | | | おキナワテ"ツリヨク 8ツキ |
| 23/03-09-15 | WTU: | 1,861 | | | おキナワテ"ツリヨク 9ツキ |

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100ヒ「※」がある場合は12時以降

事務所費 充当額 ¥8,603
充当総額 ¥8,603 4・5・6・7・8 5ヶ月分
充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所電気料)
 ※口座振替

| 年月日 | 記号 | お支払金額 | お預り金額 | 差引残高 | 備考 |
|----------|-----|-------|-------|------|--------------|
| 03-10-18 | WTU | 2,023 | | | オキワテ"ソヨク10ツ井 |
| 03-11-16 | WTU | 1,852 | | | オキワテ"ソヨク11ツ井 |
| 03-12-16 | WTU | 1,692 | | | オキワテ"ソヨク12ツ井 |
| 04-01-20 | WTU | 1,896 | | | オキワテ"ソヨク 1ツ井 |
| 04-02-16 | WTU | 1,516 | | | オキワテ"ソヨク 2ツ井 |

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 振替簿に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100と「※」がある場合は12時以降

| | | | |
|-------|--------|--------------------|------|
| 事務所費 | 充当額 | ¥8,979 | |
| 充当総額 | ¥8,979 | 9・10・11・12・1月 | 5ヶ月分 |
| 充当割合 | 10/10 | (政務活動のための専用事務所電気料) | |
| ※口座振替 | | | |

三

3

| 年月日 | 記号 | お支払金額 | お預り金額 | 差引残高 | 備考 |
|----------|-----|-------|---------------|------|----|
| 04-03-16 | WTU | 1,674 | お付添のクレジット 374 | | |
| 04-04-18 | WTU | 2,141 | お付添のクレジット 474 | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |
| 21 | | | | | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |

振替口座

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100に「※」がある場合は12時以降

事務所費

充当額 ¥3,815

充当総額

¥3,815 2・3月 2ヶ月分

充当割合

10/10 (政務活動のための専用事務所電気料)

※口座振替

事務所概要申告表

議員名

赤嶺 昇

1. 物件の所在

| | |
|------|---------------|
| 住 所 | 浦添市安波茶3-5-2 |
| 電話番号 | (098)875-3374 |

2. 所有区分

自宅兼事務所

自己所有物件

* 自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合はここまでで完了(署名・押印も不要)

専用兼事務所

賃貸事務所

・賃貸借契約先 [(有) 共信ハウジング]

・所有者 親族(続柄:) 関係会社 第三者

・議員との生計 議員と生計同一 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 赤嶺 昇



賃借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告表

議員名 赤嶺 昇

1. 事務所の状況

| | |
|-----|-------------|
| 住 所 | 浦添市安波茶3-5-2 |
|-----|-------------|

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

| | |
|------|-------|
| 充当割合 | 10/10 |
|------|-------|

充当割合の説明:

当該事務所は政務活動専用兼事務所として使用しているため。

※やむを得ずその他活動で使用した場合は、当該月は充当しない。

(関係経費)

| | |
|--------|-------------|
| 家賃(月額) | 80,000円 |
| その他 | 口座振替手数料 66円 |
| | 円 |

(充当額)

| | |
|--------|-------------|
| 家賃(月額) | 80,000円 |
| その他 | 口座振替手数料 66円 |
| | 円 |

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

赤嶺 昇



契 約 書

H16年 6月 11日

貸主



借主

赤嶺昇

〒903-0801
沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
有限会社 共信ハウジング
TEL 098-884-3434

店舗・事務所賃貸借契約書

貸主 (以下「甲」という)と借主 **株式会社 藤原** (以下「乙」という)
 店舗・事務所賃貸借契約書 (以下「本契約」という) に基づいて、以下の条件で本
 契約を締結した。

| | | |
|----------|--------------------------------|---------------------|
| 名称 | 東武東上線 2階 20/ 号室 | |
| 所在地 | 浦和区 浦和 3-5-2 | |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 | |
| 面積 | 59.50 m ² | |
| 付帯設備 | | |
| 使用目的 | 貸主事務所 | |
| 賃料 | 月額 円 7000 | 敷金 (賃料の1ヵ月分) 7000 円 |
| 管理費・共益費 | 月額 円 1000 | 円 |
| 駐車場料金 | 月額 円 500 | 借家人賠償責任保険 カ年 |
| 保証金 | 円 | 円 |
| 契約期間 | 平成16年6月11日から平成18年6月10日迄の1年間 | |
| 借主の解約権 | 解約の有効は、借主が申入れをした日から30日をもって発生する | |
| (3) 支払方法 | 1. 元座振替 2. 振込払い 3. 持参払い | |
| 持参先 | | |
| 振込先 | 金融機関名 | 普通 当座 NO. |
| | 名義人 | |
| 賃料は | 元 月分を毎月7日に前払いするものとする。 | |
| 緊急連絡先 | 電話番号 | NO. 本 |
| | 氏名又は勤務先 | 借主との関係 |
| | 住所又は所在地 | |
| | 電話番号 | |

事務所費

(賃貸借の目的物)
第1条 賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)は頭書(1)に記載するとおりとする

(契約期間)
第2条 1. 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。
2. 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(使用目的)
第3条 乙は、頭書(2)に記載するとおり店舗・事務所を目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)
第4条 1. 乙は、頭書(2)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。
2. 1ヵ月に満たない期間の賃料は1ヵ月を30日として日割計算した額とする。但し、契約の解約及び解除、消滅の場合には日割計算はしないものとする。
3. 乙は、頭書(2)に記載に基づき原約の申入れをした場合でも、解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。
4. 甲及び乙は、次の各号のいずれに該当する場合には、契約期間中でも協議の上、賃料を改定することができる。

- 一、土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当になった場合
- 二、土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により賃料が不当になった場合
- 三、近隣の建物の賃料に比較して賃料が不当になった場合

(管理費・共益費等)
第5条 1. 乙は、頭書(2)に記載する管理費・共益費及び雑費(以下「管理費等」という)を甲に支払い、固定資産税、地代及び修繕積立金は甲の負担とする。

- 2. 前項の管理費等は、頭書(2)に従い支払わなければならない。
- 3. 管理費等は、1ヵ月に満たない期間の場合であっても1ヵ月分を支払うものとする。
- 4. 甲及び乙は、管理費等が前条第4項に準じる事由により不当となつたときは、協議の上管理費等を改定することができる。
- 5. 電気・ガス・水道及び電話その他専用設備にかかる費用金は乙の負担とする。但し、個別メーターを設置しない場合には、甲の請求に基づき支払うものとする。
- 6. 衛生・防火・防犯その他乙として負担すべき費用等は、乙の負担とする。

7. トイレ・浴室・台所・上下水道等の故障について乙の使用方法に原因あるときは、乙の負担とする。
8. 乙は、本契約と同時に借家人賠償責任保険に加入するものとする。

(敷金)
第6条 1. 乙は、本契約が生じる債務の担保として、頭書(2)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、管理費等その他の債務と相殺することができる。

3. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。
4. 賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に頭書(2)に記載する月数分相当額とする。

5. 甲は本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく敷金の〇%を償却分として差し引き乙に返還しなければならない。但し、契約日より1年以内の解約の場合は違約金として〇%を差し引き乙に返還しなければならない。
6. 甲は本物件の明け渡し時に、賃料の滞納、現状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。この場合には、甲は敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)
第7条 1. 乙は、頭書(2)に記載の使用目的を変更してはならない。
2. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件の全部又は、一部につき賃借権の譲渡、転賃若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示してはならない。

3. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件に基づき一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
4. 代表役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす。

5. 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替え又は、本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
6. 乙は、甲の書面による承諾なく鍵(シリンダー錠を含む)の追加設置、交換、複製をしてはならない。

7. 乙は、本物件において次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。但し、三、四、五、六については甲の書面による承諾がある場合にはこの限りでない。

- 一、鉄砲、刀剣類又は爆発性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- 三、毒蛇、爬虫類、犬、猫等の動物を飼育すること
- 四、階段、廊下等の共用部分を占有し、又は物品を置くこと
- 五、階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 六、立ち入り禁止区域に立ち入ること

(借主の管理義務)

- 第8条 1、乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2、乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3、乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4、契約締結と同時に甲は、乙が入居に必要な預書(3)に記載する鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管しつ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付をうけるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。乙は、本物件の明け渡しの際、貸与をうけた預書(3)に記載する鍵(複製した鍵があれば複製鍵全部)を甲に返還しなければならない。

(通知義務)

- 第9条 1、乙の住所・氏名・勤務先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知しなければならない。
- 2、乙の連帯保証人に住所・名称・氏名・勤務先・電話番号に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知し、承諾を得なければならない。
- 3、乙は、本物件に電話を設置する場合は、電話番号が決まり次第、速やかに甲に通知しなければならない。
- 4、本物件が自然方その他原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は、速やかにこの旨を甲に連絡しなければならない。
- 5、乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。
- 6、乙が、法人の場合において、乙の名称・所在地・役員等登記簿内記載事項に変更があった場合、直ちに登記簿原本を添えて甲に通知しなければならない。

(緊急時の管理行為)

- 第10条 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合あるいは、その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙

に通知しなければならない。

(修繕)

- 第11条 1、甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2、前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3、本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て修繕を得るものとし、その届出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(契約の解除・消滅)

- 第12条 1、乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- 一、預書(2)に定める賃料・管理費等を支払わない場合
 - 二、乙が本契約の各条項に違反した場合
 - 三、入居申込書の内容に虚偽の事実が認められた場合
- 2、乙において、本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- 一、乙又はその同居人の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すもの認められた場合
 - 二、乙又はその同居人が覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があった場合
 - 三、乙又はその同居人が、暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明した場合
 - 四、乙又はその同居人が暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復・継続して出入りさせたり、近隣居住者の平和を害するおそれのある行為があった場合
 - 五、乙又はその同居人が、本物件を暴力団若しくは極左、極右暴力集団の事務所アジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを許容した場合
 - 3、天災・地震・火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、寄来都市計画・公共事業等により本物件が取用又は使用を制限され、本契約が継続することができなくなった場合、本契約は当然消滅する。

(乙からの解約)

- 第13条 1、乙は、甲に対して解約の申込みをした場合には、預書(2)とおり本

契約を解約することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、乙は、1ヵ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

1. 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)本契約を明渡ししなければならない。この場合において、乙は、乙又はその同居人、関係者の故意又は過失の行為により、本物件又は本物件の属する建物に破損、汚損、故障その他の損害(通常使用に伴い生じた損耗を除く)を生じさせたときは、甲の承諾のもとに、乙の費用負担で、本物件又は本物件の属する建物を原状回復しなければならない。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は乙の費用負担のもとに原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を乙に明示するものとする。

2. 乙は本物件の明渡しをするときは乙は本物件の明渡し日とその10日前迄に通知し立会日を協議しなければならない。但し、乙の債務不履行による解除により、直ちに明渡しする場合を除く

3. 甲及び乙は、第1項の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

4. 明渡しについては、乙は必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の清算を済ませた上で鍵を引き渡すものとする。乙の都合で遵守できないときは、乙の費用負担のもとで甲が残存物の処理等を行うことができる。

(立入り)

1. 甲及び甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入り点検し、適宜な処置を講ずることができる。

2. 乙は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲及び甲の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。

3. 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は、本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償等)

1. 乙は本契約より生じる債務の支払いが遅滞した場合に、1日につき金——円の遅延損害金を支払わなければならない。

2. 乙が明渡しを遅滞したときは、甲に対して賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日の間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

3. 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により本物件又は本物件の

属する建物に破損、汚損、故障、その他の損害を生じさせたときは、乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならぬ。

4. 甲は、その責よらない火災、盗難等乙の損害若しくは本物件の使用を不能にする非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

(立退料等の請求禁止)

1. 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・設備及び備品等の買取り費等の名目の如何を問わず、一切の請求をする事はない。

(連帯保証人)

1. 丙は、乙と連帯して、合意更新、法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。
2. 丙は、丙の引受を証する実印を捺印するために、印鑑証明書を送付しなければならない。
3. 第1項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと認められたときは、乙は甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(協 議)

1. 甲及び乙は、本契約並びにこの約款に定めがない事項あるいは条項の解釈に異議がでた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(訴訟管轄)

1. 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(特約事項)

事務所費

貸主(甲)と借主(乙)は、本契約締結の証として本書式通を作成し、各自
その1通を保有するものとします。

平成16年6月11日

貸主 (甲) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
宅地建物取引業者 免許証番号 () 第 号
所在地
商号・代表者氏名

宅地建物取引主任者 登録番号 () 第 号
氏名

借主 (乙) 住所 沖縄県浦添市波照間2-40-9
氏名 有教平 [Redacted]
連帯保証人 (丙) 住所
氏名

連帯保証人 (丙) 住所
氏名

媒介業者 宅地建物取引業者 免許証番号 () 第 号
所在地 沖縄県浦添市首里末吉町
商号・代表者氏名 有限会社 共信入
代表取締役 仲原 勲
宅地建物取引主任者 登録番号 [Redacted]
氏名 [Redacted]

管理受託者 〒903-0801
所在地 沖縄県浦添市首里末吉町
商号・代表者氏名 有限会社 共信入
代表取締役 仲原 勲

令和3年度 事務所概要記録簿

議員名: 赤嶺 昇

- 1 所在地 住 所 浦添市安波茶3-5-2
電話番号 (098)875-3374
延べ床面 96 m²
- 2 所有区分 自宅兼事務所
 専用事務所
 自己所有物件
 賃借事務所 所有者 (親族 ・ 関連会社 ・ 第三者)
賃借借契約先 【
 その他 【]
- 3 他用務との兼用の有無
 有 (後援会事務所 ・ 政党事務所 ・ その他 [])
 無
- 4 按分の積算 使用実態による按分(使用面積、使用時間による)
 使用面積 事務所全体面積 m² (A)
(内、政務調査活動に使用する面積 m² (B))
 使用時間 事務所使用時間 時間 (A)
(内、政務調査活動に使用する時間 時間 (B))
按分率 (B) / (A) =
 活動状況に応じた按分(使用実態が明確に区分できない場合)
 1/2
 その他 []
- 5 主な経費の支出
- | | | | |
|--------|---------------------------------|-----|---------------------------------|
| ・賃料 | <u>80,066</u> 円/月 | 按分後 | <u> </u> 円/月 |
| ・[人件費] | <u> </u> 円/月 | 按分後 | <u> </u> 円/月 |
| ・[] | <u> </u> 円/月 | 按分後 | <u> </u> 円/月 |
- 6 その他の特記事項

注 必要な個所を記入し、□の該当する項目にレ点又は■を、また、選択する事項を○で囲んでください。

事務費

1

| 年月日 | 摘要 | 借入金 | 貸入金 | 差引残高 | 備考 |
|-----|----|-----|-----|------|----|
|-----|----|-----|-----|------|----|



| | | | | | |
|----------|-----|-------|-------|------------|--|
| 03-05-10 | WTU | 4,789 | 5,000 | 0988753374 | |
|----------|-----|-------|-------|------------|--|

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....差替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 } 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 } 振込額に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 } とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 } C100と「※」がある場合は12時以降

| | | | | |
|--------|--------|---------------------------------------|----|------|
| 事務費 | 充当額 | ¥2,394 | | |
| 充当総額 | ¥2,394 | | 4月 | 1ヶ月分 |
| 充当割合 | 1/2 | (政務活動のための専用事務所電話料金) 3・4月分4789円の一月分 | | |
| ※ 口座振替 | | | | |

事務費

2

| 年 月 日 | 記号 | 支払金額 | お預り金額 | 差引残高 | 備考 |
|----------|-----|-------|----------------|------|----|
| 03-07-12 | WTU | 4,758 | テ"ン"0988753374 | | |
| 03-09-10 | WTU | 4,759 | テ"ン"0988753374 | | |
| 03-11-10 | WTU | 4,760 | テ"ン"0988753374 | | |
| 04-01-11 | WTU | 4,760 | テ"ン"0988753374 | | |

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とお知らせします
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100に「※」がある場合は12時以降

| | | | | |
|--------|---------|---------------------|------|--|
| 事務費 | 充当額 | ¥19,037 | | |
| 充当総額 | ¥19,037 | 5・6/7・8/9・10/11・12月 | 8ヶ月分 | |
| 充当割合 | 10/10 | (政務活動のための専用事務所電話料金) | | |
| ※ 口座振替 | | | | |



| 年月日 | 記号 | 借方金額 | 貸方金額 | 差引残高 | 備考 |
|----------|-----|-------|------|------|---------------|
| 04-03-10 | WTU | 4,773 | | | 「*」0988753374 |

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 | 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 | 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 | とおし表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 | C100に「*」がある場合は12時以降

事務費 充当額 ¥4,773
 充当総額 ¥4,773 1・2月 2ヶ月分
 充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所電話料金)
 ※ 口座振替

索 携 昇

様

事務費

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等



| 年月分 | ご利用金額 | 支払年月日 | 記 事 |
|-----------|----------|-------------|--------------------------------------|
| 2021年 4月分 | 9,190円 | 2021年 4月 7日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2021年 5月分 | 8,516円 | 2021年 5月 8日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2021年 6月分 | 8,516円 | 2021年 6月 8日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2021年 7月分 | 8,529円 | 2021年 7月 7日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2021年 8月分 | 8,773円 | 2021年 8月 7日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2021年 9月分 | 8,664円 | 2021年 9月 8日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2021年10月分 | 8,816円 | 2021年10月 7日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2021年11月分 | 9,136円 | 2021年11月 8日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2021年12月分 | 9,427円 | 2021年12月 8日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2022年 1月分 | 9,535円 | 2022年 1月 9日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2022年 2月分 | 9,446円 | 2022年 2月 7日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 2022年 3月分 | 9,380円 | 2022年 3月 8日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払 |
| 合計 | 103,928円 | | |

※1 各通信サービス提供会社でポイント充当等により、請求金額を超過した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求対象範囲のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2022年 4月24日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事務費 充当額 ¥51,962

充当総額 ¥51,962 4~3月 12ヶ月分

充当割合 1/2 (政務活動のための兼用携帯電話料金)
 合計103,928円の1/2 51,964円以下